

3 法務

【問題意識】

本年度における法務分野における大きな課題としては、企業を取り巻く様々な環境変化に対応しつつ、我が国経済の活性化及び企業の競争力向上の確保を図っていくための幅広い法整備と、国民が利用しやすい司法制度の確立が挙げられる。

前者については、近時、民事基本法制のうち取り分け商法について、度重なる改正が行われたことにより、政府の「規制改革推進3か年計画(再改定)」に記載されている措置事項についても概ね実施され、企業が経済活動を行っていく上での法制度の整備は、従前に比べ飛躍的に向上したと言える。しかしながら、これらの法改正の動きは、企業の経済活動の基本的なインフラである以上、法整備は、今後とも引き続き、企業を取り巻く環境の日々の変化を踏まえた上で、民法・商法等の基本法制にとどまらず幅広く行われることが必要であり、その際の視点としては、国内の状況だけでなくグローバルな環境変化にも対応したものである必要があるとともに、我が国における金融・経済の活性化と企業の競争力の一層の向上を意識したものであることが極めて重要である。

後者については、これを早期に確立するためには、法律サービスの質量両面での向上を図ることが重要である。そのためには、法曹養成の場面において、法科大学院の教育内容の充実を図ることや、司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)において法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには年間3,000人程度とすることを目指すとされている司法試験合格者数について、新たな試験制度の実施状況を踏まえて、その早期の実現及び実現された後の新たな増員計画についての検討を開始すること、また、弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条の見直しや隣接法律専門職種の有する専門性の活用等により、法律サービスの担い手の増加を図り、これを通じて法律サービスを担う業種における競争の活性化を図ることが是非とも必要である。

【具体的施策】

1 社債・融資法制の連続化【平成15年度以降逐次検討・結論】

最近の金融市場の環境変化の中で、ジェネラルシンジケートローンが急速に普及するなど、金融機関による融資形態が変化し、貸出債権の流通市場が育ちつつある。このような与信形態の多様化は、円滑な金融手段を提供し、我が国の金融市場を活性化していく上で重要であり、一層推進される必要がある。ところが、現行法制度においては、社債に関する法制と借入れに関する法制は、別個の世界を形成しており、実際に両者の融

合現象が生じているにもかかわらず、法制度上の不便を生じている。特に社債制度は柔軟性を欠いている点があり、融資と社債との融合現象が生じている中で使いにくさが出てきているとの指摘がある。したがって、両者の法制を連続化することが、将来における日本の金融の活性化を図る観点から必要であると考えられる。

したがって、以上のような観点から、次のような制度の改善を検討すべきである。

シンジケートローン等において、1人の債権者が他の債権者の債権も含めた被担保債権の担保権者となり、その担保権の管理を行うことができるようにすべきであるとの指摘があることから、信託の在り方を見直す中で、制度の整備の必要性を検討する。

社債について、担保の種類制限（担保附社債信託法（明治38年法律第52号）第4条）は撤廃する。

社債の発行形態の自由度を高める（いわゆる売出發行形態の許容を含む）

有限会社についても、社債の発行を認める。

2 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化

近時、急速に事業者の資金調達における担保として不動産以外の動産や債権を活用することや、包括的な資産を担保として資金調達する手法が注目されてきているが、更なる活用の前提となるインフラ整備が進んでいないとの指摘がある。この点については、当会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」（平成14年12月12日）において「動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化」として所管官庁において平成15年度中に検討開始するとしたところであり、動産や債権を譲渡する際の公示制度については早急に整備すべき事項であると考え。また、プロジェクトファイナンスといった手法の発展に資する観点から、包括的な資産を担保とする制度についても検討する必要があると考える。

したがって、動産担保及び債権担保の実効性をより一層高めるという観点から動産譲渡及び債権譲渡の公示制度を整備すべきである。【平成15年度中に検討、平成16年度中に結論・法案提出】

また、企業担保権制度等について、改善の余地が無いかどうか検討をすべきである。【平成16年度中に検討開始】

3 株式会社に関する最低資本金規制の抜本的見直し【平成16年度中に検討・結論】

1980年代以降、我が国の開業率は長期的な低下傾向にあり、近年においては廃業率が

開業率を上回るなど、経済成長の原動力となる起業の促進が喫緊の課題となっている。

新たなビジネスとしてネットビジネスや高い技術を有するベンチャーなど低資本で創業可能な業態や、サラリーマンや主婦、学生、外国人など起業の担い手の多様化が進みつつある中で、最低資本金制度が起業の障害となっているとの指摘が多い。

現在、法制審議会（法務大臣の諮問機関）において、最低資本金制度の在り方を含め、会社法制の現代化に関する検討が行われているが、中小企業挑戦支援法（中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律）において商法の特例措置として実施されている最低資本金制度の猶予制度の活用実績等を踏まえ、起業を促進し我が国経済の活性化に資する観点から、商法における最低資本金制度について、その内容を機能に応じて分解し、起業段階での最低資本金制度は撤廃する方向で見直すべきである。

4 「新しい投資スキーム」の創設（日本版リミテッドパートナーシップ（LP S）、有限責任組織（LLC）など）

我が国の事業再編・事業再生の促進やベンチャー企業等への円滑な資金調達等を実現するためには、従来型の銀行を中心とした間接金融のみならず、資本市場を通じた直接金融あるいは市場型間接金融による多様な資金調達手段を一層促進するインフラ整備やその資金を供給する投資者の投資活動の活性化を図るための環境整備を行う必要がある。

米国においては、資金供給を円滑に行う事業形態・投資形態として、構成員の有限責任、課税のパススルーなどの特徴を有するリミテッドパートナーシップ（LP S）が普及している。我が国の投資形態としては、米国のLP Sと類似する中小企業等投資事業有限責任組合制度があるが、投資先事業者、投資事業の範囲が限定的であるなど、資金調達のニーズ等に対して十分に応えるものとはなっていないとの指摘がある。

したがって、投資者保護ルールの整備と併せ、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）を改正し、投資先事業者の要件や投資事業範囲を拡大して、より一般的な投資ファンド法制を整備すべきである。なお、投資事業範囲の制限を撤廃することについては、早急に検討し、結論を得るべきである。【次期通常国会に改正法案を提出予定、投資事業範囲の撤廃については平成16年度中に検討開始、平成17年度結論】

また、米国において日本の法制度上存在しない事業形態として、リミテッドライアビリティカンパニー（LLC）がある。LLCは、ガバナンスの柔軟性があり、近年その利用が急速に拡大している。米国での普及状況にかんがみ、起業の活性化、資金調達の円滑化等に資するため、我が国においても、出資者の有限責任を確保しつつ会社の内部関係における柔軟なガバナンスが認められる特徴を有する新たな事業組織形態として、

投資者保護ルールの整備と併せ、私法上の日本版LLC制度の創設を図ることについて検討し、結論を得るべきである。【平成16年度中に検討・結論】

5 司法制度改革の推進等

(1) 弁護士法第72条の見直し等【平成15年度末までに措置、以降も引き続き実施】

弁護士法第72条について、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め検討した上で、その規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保することとし、所要の措置を講ずるべきである。

その際、法律サービスの質的向上のためには、その担い手の増加を通じた競争の活性化が重要である。したがって、非弁護士の法律事務の取扱い等を禁止する弁護士法第72条については、非弁護士の法律事務の取扱可能範囲を拡大させる観点から、法廷外法律事務について、少なくとも会社がグループ内の他の会社の法律事務を有償で受託できるようにすることを含め消費者保護の必要性が薄い対事業所向けの法律サービスについて直ちに同条の例外とするなど、弁護士以外の専門家（隣接法律専門職種に限定しない）が行うことのできる範囲を拡大すべきであるとの指摘も行われており、上記検討はこのような指摘があることも認識しつつ行われるべきである。

また、弁理士、税理士、司法書士など、近年法改正がなされた結果、その行うことのできる業務に一定の法律業務が追加された隣接法律専門職種について、規制改革委員会の「規制改革についての第2次見解」（平成11年12月14日）及び司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、更なる業務拡大が可能かどうかの観点から、これらの法律の改正後の状況についてフォローアップを行うべきである。

さらに、会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすることについても、そのようにすべきであるとの指摘があることを認識しつつ、引き続き検討を行っていくべきである。

(2) 国際化時代の法的需要への対応【平成15年度以降逐次検討・結論】

弁護士事務所の法人化については、日本弁護士については平成14年度から可能となったところであるが、外国法事務弁護士（外弁）については現在のところ認められていない。今後増加すると見込まれる国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外弁事務所についても日本弁護士と同様の位置付けで法人化を認めるべきであるとの指摘があることを踏まえ、今後の我が国における国際的な法的需要の動向や外弁の登録数、外弁と日本弁護士（法人を含む）との外国法共同事業の実態等も考慮しつつ、外弁事務所の法人化について検討を行い、結論を得るべきである。